

平成 29 年度 新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議 会議録

【日 時】 平成29年12月18日（月） 午後 2 時から午後 4 時まで

【会 場】 新潟市水道局水道研修センター 2 階研修室

【出席者】 委員長 中川 兼人 （大学院准教授）

委 員 大野 寛之 （公認会計士）

委 員 鈴木 高志 （弁護士）

委 員 津野 洋子 （行政書士）

委 員 切替 敦子 （公募委員）

【議事内容】

（進行役・経理課長補佐）

ただ今より、平成 29 年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を開催します。私は本日の司会進行役の経理課長補佐の秋間です。よろしくお願いたします。

お手元の次第に従いまして進行させていただきますので、何卒よろしくお願いたします。

はじめに、開会にあたりまして、総務部長の本間よりごあいさつを申し上げます。

【総務部長あいさつ】

（総務部長）

総務部長の本間でございます。本日はお忙しい中、またこのような悪天候の中お越しいただきまして、大変ありがとうございます。先回の 7 月 24 日に開催いたしました前期定例会議におきましては、通常の議事のほかに新任の委員の方が多いということでしたので、新潟市水道事業の紹介と水道局の入札契約制度の概要について説明させていただきました。その後、その時もあいにくの天候ということでしたが、水道局の基幹浄水場である信濃川浄水場を視察していただきました。大変ありがとうございました。

今日の定例会におきましては開催要綱に基づきまして、まず昨年 10 月から今年の 9 月にかけての工事の入札、契約状況、そして指名停止の状況について報告させていただきます。そして中川委員長から抽出していただきました 10 本の工事について、その概要を説明し、委員の皆さまからご意見をいただきたいと存じます。私ども水道局では平成 27 年度から、中長期計画である新マスタープランに基づきまして事業運営を展開しており、配水管の耐震化、浄水場の施設更新を主要事業として実施しております。計画期間は平成 36 年度までの 10 年間ということですが、この間の建設投資額は総額で 822 億円、年平均でいいますと 82 億円程度を見込んでおります。今後もこの更新事業に伴う工事を発注していく予定でございます。発注工事につきましては公平性、透明性の確保を図り、工事価格が適正に行われるということはもちろんですが、工事品質の確保も重要なことですので、事業者を対象とした勉強会を開催することにしておりまして、技術力、品質の向上に向けて取り組んでいるところでございます。

本日の委員会は抽出事案の審議が中心となりますが、委員の皆さまから忌憚のないご意見・ご助言をいただき、より良い入札、契約事務を執行してまいりたいと考えております。本日はよろしくお願いいいたします。

(進行役・経理課長補佐)

それでは、これより議事に入らせていただきます。本日の報告ならびに抽出 10 案件の審議につきましては、先日お送りいたしました資料をもとに行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより先は委員長に議事の進行をお願いしたいと存じます。中川委員長、よろしくお願ひいたします。

【(1) 平成 28 年度下半期および平成 29 年度上半期における発注工事状況報告】

(中川委員長)

はい、分かりました。では委員の皆さま、本日はどうぞよろしくお願ひいたします。今日の日程につきましては、この次第のとおり進めていきたいと思っております。足元が悪かったり寒かったりするような状況ですので、速やかにやっ払いこうと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、平成 28 年度下半期および平成 29 年度上半期における発注工事状況の報告について、事務局のほうからお願ひいたします。

(経理課長)

経理課長の小柴でございます。

発注工事状況を資料に沿ってご説明します。資料の 1 ページ「発注工事総括表」。横になっております表でございますが、こちらをご覧ください。このたび委員の皆さまからご意見をいただきます工事案件につきましては、当水道局が 28 年度下半期と 29 年度上半期の 12 カ月間に発注した、設計金額が 250 万円を超える工事契約が対象となっております。対象となる期間中には合計で 299 件の工事契約を行っており、契約金額の合計は 107 億 38 万 800 円。平均落札率は 92.33 パーセントとなっております。契約方式別の内訳でございますが、制限付一般競争入札は 122 件で平均落札率が 90.90 パーセント、指名競争入札は 153 件で平均落札率が 93.01 パーセント、一者随意契約は 24 件で 95.32 パーセントでございました。

次に 3 ページをお開きください。こちらは半期別の発注工事状況でございます。28 年度下半期分の「発注工事総括表」を 3 ページに、それらの明細といたしまして、「契約方式別工事一覧表」を次の 4 ページから 11 ページにかけまして、表形式ですべての工事につきまして記載させていただいております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に、それぞれ工事名・工事種別・請負業者・契約金額・落札率・発注課・入札参加申請者数・辞退棄権者数および無効失格者数を記載しております。また、総合評価方式で入札を

実施した案件につきましては、表の中の工事番号の下に（総合評価）と記載してございます。また、28年度下半期分と同様に、29年度上半期分の「発注工事総括表」は13ページでございます。また、その明細を14ページから21ページにわたりまして記載させていただいております。なお、予定価格を事前公表した案件につきましては、表に分かるように記載することとしておりますが、この1年間の対象期間に事前公表の該当はございませんでした。また、記載しております一者随意契約につきましては、漏水修理などの緊急性を要する場合や浄水場設備の電気工事、機械工事など専門性が高くメーカー独自の技術を要するなどの理由によりまして、競争入札になじまない場合に限定し随意契約を実施したものでございます。以上で発注工事状況の報告を終わります。

（中川委員長）

ありがとうございます。ただ今の発注工事の説明につきまして質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。内容的にはそう細かいところは出てこないもので、問題がないということであれば、次の2番指名停止措置について事務局のほうから報告をお願いいたします。

【（2）指名停止措置について】

（経理課長補佐）

続きまして、指名停止措置についてご説明いたします。23ページをお開きください。指名停止措置がありましたので、その報告でございます。措置件数としましては、平成28年度下半期は3件、29年度上半期は1件でございました。措置内容でございます。まず平成28年度下半期の指名停止措置、表の1番の瀧上工業株式会社ですが、これは国土交通省中部地方整備局が発注した入札を巡り、同事務所職員から予定価格などを教えてもらった見返りに飲食接待をしたとして、当該社の営業副本部長兼東京支店長ら三名が公契約関係競売入札妨害・贈賄等の容疑で逮捕・起訴されたことが、新潟市水道局指名停止措置要領第2条別表第2第3号の贈賄および第6号の競売入札妨害又は談合における措置基準に該当することから、平成28年12月1日から3カ月の指名停止措置を行ったものでございます。

続きまして2番の東亜建設工業株式会社および飛鳥建設株式会社です。これは大阪大学との耐震技術の共同研究において、不正に研究成果の提供を受けた見返りに同大学教授へ現金を渡したとして、東亜建設工業株式会社の主任研究員と飛鳥建設株式会社の担当部長が逮捕・起訴されたことが、指名停止措置要領第2条別表第2第3号の贈賄における措置基準に該当することから、平成28年12月26日から1カ月の指名停止措置を行ったものでございます。

3番の株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社、株式会社日立国際電気の5者につきましては、全国の市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器の導入に関し、独占禁止法第3条、不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為であったとして、公正取引委員会から排除措置命令を受けたことが、指名停止

措置要領第2条別表第2第4号の独占禁止法違反行為における措置基準に該当することから、株式会社富士通ゼネラルにつきましては平成29年3月28日から6カ月、その他の4者につきましては同日から3カ月それぞれ指名停止措置を行ったものでございます。

続きまして24ページをお開きください。平成29年度上半期の指名停止措置、表の1番、株式会社近藤組につきましては、水道局発注の「配水幹線布設工事」の施工にあたり、平成29年7月4日22時から翌7月5日6時ころ、新潟市中央区学校町通1番町地内の国道116号上り車線新大病院前交差点車道部において、通信用地下ケーブル下部に配水管、口径500ミリを配管する際、埋戻し土の転圧不足等により施工場所の仮舗装部において道路陥没を発生させたことが、指名停止措置要領第2条別表第1第2号の過失による粗雑履行における措置基準に該当することから、平成29年8月10日から2カ月指名停止措置を行ったものでございます。以上、指名停止措置4件の報告を終わります。

(中川委員長)

ありがとうございました。では、この指名停止措置についてご質問・ご意見等は何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

すみません、では1点だけ。

(中川委員長)

鈴木委員、どうぞ。

(鈴木委員)

3番の富士通ゼネラルほかの件について、不当な取引制限の禁止に違反したということですが、これはいわゆる談合ということなのでしょうか。その確認です。

(経理課長補佐)

はい。談合になります。あらかじめ納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカーが納入できるようにしていたということが措置行為に該当する内容になっております。

(鈴木委員)

ありがとうございました。

(中川委員長)

よろしいですか。はい。ほかに何かございますでしょうか。

では、私から一つ、平成29年度の指名停止、近藤組さんの件につきましてお聞きしたいのですが、これは粗雑履行ということですから事故か何かはありましたか。

(管路課長)

管路課長の笠原と申します。

こちらの発注工事については、当管路課で発注した工事でありました。それで今の委員長のご質問の件につきまして、事故等があったかということについては書いてありますとおり、6時ごろにちょうど施工が終わって仮復旧で埋め戻した後、その日のお昼ごろにちょうどその場所について陥没が起きまして、その陥没に軽自動車の片方の車輪、左側ですが、挟まったことによって車両損傷等の発生する事故が起こったというかたちになっております。

(中川委員長)

分かりました。では、その事故の対応や責任問題などは近藤組さんに行くことになりま
すよね。

(管路課長)

はい、そのとおりです。

(中川委員長)

それでいいわけですか。

(管路課長)

はい、そのとおりでいいです。

(中川委員長)

水道局さんのほうで何か責を負うということはなかったということですか。

(管路課長)

当然、発注者という立場から、今回も事故を起こされたお客さまに対しては、当然私たちサイドで謝罪等をさせていただきましたが、補償の内容については、施工業者のほうから対応をさせていただいたところでございます。

(中川委員長)

分かりました。そこの確認をしたかっただけです。はい、ありがとうございます。
ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

【(3) 抽出された工事案件について】

では、次第に従いまして3番、抽出された工事案件についてということなのですが、今回この抽出につきましては私が担当いたしましたので、私から抽出事案の説明をしたいと

思います。

資料の 25 ページを見ていただきたいと思います。制限付きの一般競争入札として 4 件抽出、そして指名競争入札として同じく 4 件、随意契約として 2 件、私のほうで抽出いたしました。抽出理由といたしましては、番号順に見ていただきたいのですけれども、①の下半期のナンバー 4 というものになりますが、これは応札者がたった 1 者だけだったというのはなぜか。入札制度としてはなるべくたくさんいたほうがいいのではないかとというようなところから抽出させていただきました。

②番として下半期の 30 のナンバーになります。これにつきましては契約金額が一般競争入札の中で最も高いので、規模の大きいこの内容を知りたいということで抽出いたしました。

③番、下半期の 42 というナンバーになりますが、これにつきましては落札率が一般競争入札の中で最も低いという状況でしたので、工事の内容となぜ低かったのかという理由を知りたいということで抽出いたしました。

④、上半期の 50 になりますけれども、これは、今度は一般競争入札の中で先ほどと逆です、最も高い落札率でしたので、やはり同じように内容と理由を知りたいということで抽出いたしました。

指名競争入札については⑤、下半期の 48 というナンバーになりますが、これは下半期中で非常に辞退・棄権の数が多いので、落札率もかなり高いという、2 番目に高いとしておきましたけれども高いので、落札率が高くても辞退・棄権が多いというのはなぜかということをおもひまして抽出いたしました。

⑥、下半期の 52 になりますが、これは同じように辞退・棄権の、そしてそのほかに無効・失格も含めて多く、なおかつ落札率が 100 パーセントという状況でしたので、この理由を知りたいということで選ばせていただきました。

⑦、下半期の 53 というナンバーになりますが、これは契約金額が指名競争入札の中で最も高いので、その工事の内容を知りたいということで挙げさせていただきました。

⑧、上半期の 54。これは、今度は上半期中で辞退・棄権、無効・失格が非常に多く、落札率もかなり高いので、なぜかという理由を知りたいということで選ばせていただきました。

一番下の随意契約になりますが、⑨番、上半期の 2 というものになりますが、これは随意契約の中で落札率 100 パーセントという比率になっているということで、ここの理由を知りたいということになります。

同じく⑩番、上半期の 8。これにつきましては、随意契約の中で最も契約金額そのものが高いので、選ばせていただいて内容を知りたいというものになっております。

今言ったような抽出理由で選ばせていただきましたが、それではこの抽出した案件につきまして事務局から、順番としては制限付一般競争入札、そして指名競争入札、随意契約という順番に分けて、それぞれ説明していただきたいと思います。まず、制限付一般競争入札 4 件の説明をしていただいて、それから質疑に入ろうと思いますのでよろしくお願い

いたします。

(経理課長)

それでは制限付一般競争入札の抽出事案につきまして、事務局から説明をさせていただきます。最初の案件でございますが、資料 27 ページになります。右側インデックスですと 4 の①というインデックスのついたページでございます。この工事は浄水課所管の「配水ポンプ電気設備更新工事」でございます。工事番号は「浄青施 28 第 201 号」、工事場所は「西区内野配水場構内」、工種は「電気工事」でございます。この工事は配水ポンプ盤を更新し、既設のポンプ場に配置する配水ポンプや吐出弁に電源を供給し、必要な運転制御を行うものでございます。この案件の入札参加資格などにつきましては、次の 28 ページをお開きください。「入札公告」でございますが、その下から 5 番目のブロックになります「格付又は評点」、そしてその下の「営業拠点」の欄に記載しておりますとおり、平成 27・28 年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の「電気工事」に登録され、A ランクに格付認定されていること。そして、市内に本社・本店、または支社・支店・営業所を有し、24 時間体制で設置設備の維持を行うことが可能であり、また緊急時には 2 時間以内に修理復旧に着手することが可能な営業所、代理店、提携会社等を有することといたしております。また、工事の実績要件につきましては、「平成 18 年 4 月 1 日以降に竣工した上水道施設における送配水ポンプ電気設備（インバーター 20 キロワット以上）の設計かつ据付工事、こちらは修理工事を除きます。その元請実績があること」を要件といたしております。入札参加状況についてですが、右側 29 ページでございます。「入札・契約結果詳細」をご覧ください。入札参加申請者が 1 者のみで平成 28 年 10 月 5 日に入札を実施し、落札者の資格認定確認などを行った上で 10 月 12 日に契約を締結したものでございます。この案件は応募者が 1 者のみという理由で抽出をしていただきました。この案件の発注にあたりましては、事前に機器費などの参考見積を 5 者に対して依頼してありまして、その 5 者すべてから参考見積書の提出をいただいておりますので、一定の競争性が確保されるものと考えておりました。しかしながら、結果として札を入れてくださった方が 1 者にとどまったということは、この工事は配水ポンプ電気設備と、それと連携します計装盤など既存の機器が「株式会社日立製作所製」であったということで、結果として日立社の代理店であるこの応募者以外には、参入しにくい状況にあった可能性もあると推察しております。以上が 1 番目の案件でございます。

次に、2 番目の抽出案件についてご説明いたします。資料は 33 ページになります。「抽出事案説明書②」をご覧ください。計画整備課所管の「構内水管耐震化工事」です。工事番号は「計阿施 28 第 102 号」、施工場所は「江南区阿賀野川浄水場構内」、工種は「土木一式工事」でございます。この工事は阿賀野川浄水場施設整備計画に基づき、構内水管耐震化工事を行うものでございます。入札参加資格などにつきましては次のページ、34 ページの「入札公告」の中ほどより下の部分になります。「単体又は特定共同企業体」の欄から「営業拠点」の欄までに記載のとおりとなっております。参加対象は特定共同企業

体の3社JVまたは2社のJVで、その代表者は27・28年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、Sランクに格付認定されていること。代表者以外の構成員は「土木一式工事」に登録され、S、AまたはBランクに格付認定されていること。代表者と構成員はいずれも特定建設業の許可を受け、かつ市内に本社・本店を有していることといたしております。また、工事の実績要件につきましては「平成18年4月1日以降」に、代表者については「請負金額1億4,000万円以上の土木一式工事の元請実績があること」、代表者又は構成員のうちいずれか1者以上は「口径400ミリ以上の上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があること」を要件といたしました。なお、この案件は総合評価方式簡易Ⅲ型を採用いたしました。少々ページが飛びますが、ここで45ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。入札参加状況でございますが、入札参加申請者は4者でございまして、平成28年12月19日に入札を実施し、落札者の資格認定確認などを行った上で平成29年1月4日に契約を締結したものでございます。こちらの案件につきましては契約金額が一般競争入札の中で最も高い、税込みで14億3,000万余という理由で抽出していただいております。阿賀野川浄水場が工事場所になりますが、阿賀野川浄水場では27年度から31年度までの5カ年をかけまして、老朽化した電気・機械設備の更新や、土木施設および構内水管の耐震化などを行う施設整備事業を、総工費税抜きで約65億円、消費税込みで約70億円の予定で実施をしております。この工事もその一環として行っているものでございまして、浄水場構内の主要管路である、ろ過池から配水池およびポンプ場へ流入するための、大口径連絡管1,350ミリから700ミリを耐震管に更新するものです。工事費が高額となります理由は、新潟市でも最大クラスとなります口径1,350ミリを中心とした大口径管の布設替えであること、また、稼働しております浄水場内で既設管を生かしながら施工する大口径の不断水工法によるものでございます。また、これらの工事を施工するためには地表から5メートル以上の掘削をする必要があり、地下水を抑えるための地盤改良、土留め工などの仮設工事にも多額の費用を要します。さらに、配水池の流入・流出管を更新するために池を空にすることから、これに合わせて配水池内面の目地補強などの耐震化工事を、本工事に含めて一体施工としたことも高額となった要因でございます。ここで、恐れ入りますが42ページにお戻りください。総合評価方式における技術評価点の評価項目および評価基準、こちらは記載のとおりとなっております、42ページの左上「簡易な施工計画」の配点により重みを置くように設定してございます。総合評価の結果につきましては47ページになります。A3の見開きページでございますが、評価調書の一番下の表、「総合評価結果」をご覧ください。受付番号1番が落札したJVのデータでございますが、技術評価点は2位と0.55点差で1位、価格評価点は1位と0.337点の差で2位でございましたが、総合評価点では2位に0.213点の差をつけて1位となり、こちらの1番のJVが落札者となっております。以上が2番の案件の説明でございました。

続きまして3番目の抽出案件でございます。お手数ですが報告資料の53ページ、「抽出事案説明書③」をご覧ください。管路課所管の「配水幹線布設工事」でございます。工事番号は「債管老幹28第2号」、施工場所は「中央区上所2丁目地内」、工種は「土木一式工

事」でございます。工事の目的は基幹管路整備更新計画に基づき、配水幹線布設工事を行うものです。入札参加資格などにつきましては次のページでございます。こちらの下から5段目のブロックでございますが「格付又は評点」、そしてその下の「営業拠点」に記載のとおり、27・28年度新潟市水道局入札参加資格者名簿の「土木一式工事」に登録され、AまたはBランクに格付認定されていること。さらに、市内に本社・本店を有していることといたしております。また、工事の実績要件としましては、「平成18年4月1日以降、口径200ミリ以上の公道上における上水道の導・送・配水管布設工事の元請実績があること」を要件としております。なお、この案件は総合評価方式簡易ii型を採用しております。次に64ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。入札の参加状況でございますが、入札参加申請者16者中、辞退者が10者ございまして、これを除く6者で平成29年2月13日に入札を実施し、落札者の資格認定確認等を行った上で2月21日に契約を締結したものでございます。この案件は落札率が一般競争入札の中で最も低い88.61パーセントという理由で抽出をさせていただいております。この工事につきましては、施工場所が市街地の中でも比較的新しい道路でございまして、ガスや下水道などの他事業体の埋設物が整然と整備され、工事への支障も少なく、比較的容易に施工できる条件的には良い路線であったということから、入札参加業者の価格設定において企業努力の幅が十分に確保できたものと推察しております。隣の65ページ、A3の折り込みの表をご覧くださいませでしょうか。こちらが総合評価方式に関する評価調書でございます。1番下の表になります。表の下から2行目、受付番号15番が落札者となりました業者さんのデータでございます。技術評価点は1位と0.93点差の2位でございました。また、価格評価点も0.793点差で2位。両方とも2位でございましたが、総合点では逆転をいたしまして、逆に2位に1点以上の差をつけて1位となり落札者となったものでございます。3番目の案件につきましては以上のとおりでございます。

次に資料の69ページをお開きください。一般競争入札の4番目の抽出案件でございます。「抽出事案説明書④」です。浄水課所管の「2系3・4号ろ過池更生工事」でございます。工事番号は「浄満宮29第3号」、施工場所は「秋葉区満願寺浄水場構内」、工種は「水道施設工事」でございます。この工事の目的は自主点検基準に基づき、ろ過池のろ過材である砂と砂利の更生を行い、下部集水装置目地補修などの点検整備および池内清掃などを行うものでございます。入札参加資格などにつきましては次のページでございます。「入札公告」の下から5段目「格付又は評点」、「営業拠点」に記載のとおり、29・30年度入札参加資格者名簿の「水道施設工事」に登録されていること。市内に本社・本店または支社・支店・営業所を有していることといたしました。また、工事の実績要件としましては「平成14年4月1日以降、浄水施設工事の元請実績があること」を要件としております。71ページの「入札・契約結果詳細」をご覧ください。入札への参加状況でございます。入札参加申請者は4者で、平成29年9月4日に入札を実施し、落札者の資格認定確認などを行った上で同月8日に契約を締結しております。この案件は落札率が一般競争入札の中で最も高い96.73パーセントという理由で抽出をさせていただいております。この工事はろ過池のろ過材で

ある砂と砂利を取り出し洗浄・分別を行いますとともに、ろ過池の中の清掃や点検を行い、更生後はろ過池内に敷きならしを行うものでございます。工事費の内訳としましては、設計における工事価格が税抜きで 1,100 万円でございます。そのうち材料費を除く労務費などが約 1,000 万円、税抜きでございます。大部分の 90 パーセントを労務費が占めているということでございます。しかしながら、ろ過材の更生などに従事できる技術者の不足などもあって、価格の削減が難しく、高い落札率につながったのではないかと推察しております。なお、この案件の入札にあたりましては今年度から実績要件を見直し、従来のろ過池の更生工事ですと、「ろ過池・ろ過材の敷きならし工事の元請実績があるもの」に限定をしておりましたが、今回からは「浄水施設工事の元請実績のあるもの」ということで、入札参加要件をだいぶ緩和しております。応札者ですが、前年度も同じような工事を実施しておりますが、前年度は 4 者参加がありました。ところが今年度は 4 者から申し込みがありましたものの、参加していただいたのが 3 者ということで非常に少なくとどまっております。この参加者の数を見ますと、実績要件を緩和したものの、やはり技術者の確保がネックとなり、応札者の拡大につながらなかった面もあると考えております。以上、制限付一般競争入札 4 件の抽出事案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(中川委員長)

ありがとうございました。ただ今のこの 4 件の説明につきまして質疑を行いたいと思えます。質問、あるいはご意見等がある方はいらっしゃいますでしょうか。はい、津野委員。

(津野委員)

今の最後の案件でお聞きしたいのですが、労務費がほとんどを占めていらっしゃるということだったのですけれども、何パーセントですか。

(経理課長)

全体工事費が税抜きで 1,100 万円のうち、労務費が約 1,000 万円ということで、90 パーセントが労務費相当分ということでございます。

(津野委員)

ありがとうございます。それで、先ほど入札を緩和なさったということで、どちらからどのように、浄水工事の実績がなくても入札できるようになったのでしょうか。

(経理課長)

前回まではろ過池の更生工事をしたことがある会社ということで、非常に厳しい要件設定をしていたのです。ところがそれだとなかなか実績をお持ちの会社というのがどうも少ないようでございますので、そこから一步拡大をしまして、浄水場施設の全般の工事をし

た経験がある業者さんであれば、どなたでも手を挙げていただけますよという拡大をしたのですが、参加者の方がなかなか増えなかったということでございます。

(津野委員)

ありがとうございます。

(中川委員長)

ほかにございますでしょうか。

では私から今のこの件について、ろ過池の更生というようなことなのですが、今お話を聞きながら、これはメンテナンスで定期的にやらなければならないものなのだろうと思っていましたので、実績があまりないというのは少し不思議だと思ったのですが。それほどやったことがある人たち、企業は少ない分野になるのですか。

(経理課長)

ろ過池の洗浄というのは日々浄水場のメンテナンスの中で行っております。

(中川委員長)

そうですね。

(経理課長)

何年かに1回、砂を全部出して全部洗うということをやっております、そうした大がかりなものというのは水道局全体で、大体1年に1本あるかないかぐらいの発注しかないので。

(中川委員長)

なるほど。

(経理課長)

ということで、非常になかなか実績ができていくタイプの工事であるということでございます。

(中川委員長)

分かりました。通常のメンテナンスでのきれいにするという作業は日々行われているけれども、大規模なものというのはそれほどは行われないということですね。

(経理課長)

そうです。

(中川委員長)

分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。はい、切替委員。

(切替委員)

すみません、私は本当に素人で、素朴な質問で申し訳ないのですが、評価の決め方で技術評価点と価格評価点がございしますが、それぞれに順位がついていてプラスした総合評価点ということですが、これに関してはどんな場合でもプラスして決められるのか、この工事に関しては技術点のほうを優先するなど、結構僅差だったりすることが多いようにお見受けしまして、決め方というものがあるのか、本当に素朴な疑問なのですが、すみません。

(経理課長)

総合評価方式の入札につきましては、必ず技術評価点と価格評価点を足し算しまして、一番高い得点を取った業者さんが落札者となるということが基本でございます。総合評価の中でもタイプが i 型・ii 型・iii 型とございまして、それぞれ技術評価点と価格評価点のバランスが微妙に違います。そのバランスが少し違うぐらいで、基本的に総合評価というのは、技術評価点と価格評価点の合計で表そうというものでございます。

(切替委員)

分かりました。ありがとうございます。

(中川委員長)

切替委員、私も素人ですので、われわれの素朴な質問はすごくいいと思います。ガンガンやっただけであればよろしいかと思っております。

(切替委員)

何か覆されることがあったりするのかなと思って、委員会みたいな、「点数はこうだけれどもこの工事は技術点を優先したほうがいいのではないか」みたいな話し合いの場などがあつたりするのかなと思ってお聞きしました。

(経理課長)

ちなみに、技術評価点で1位を取った業者さんが大体落札者になることが多いのですが、その割合というのが大体75パーセントぐらいで、技術評価点で1位を取った業者さんは大体75パーセントぐらいの確率で落札者になっています。これは実績の数字でございます。ですからやはり技術評価点で高い点数を取ると、この入札では非常に有利になるということでございます。

(切替委員)

ありがとうございました。

(中川委員長)

それに関連してお聞きしますが、総合評価方式にするかどうかということは何の段階で決めていますか。

(経理課長)

まず、配水管の工事につきましては、設計金額が3,000万円以上のもののうち65パーセントを総合評価方式で、残りの35パーセントを価格だけの競争の方式というように案件を割り当てておりますが、その割り当て方につきましては工事の内容を見て、創意工夫の余地が高いようなものを総合評価のほうに振り分けして、そうでないものについては価格競争のほうで競っていただくというような割り振りの仕方が基本的な考え方になります。

(中川委員長)

ということは水道局さんのほうで、3,000万円以上の工事の中で、技術的なものが入っていると考えたものについてはできるだけ総合評価にしているし、あまり技術的なところで目につくようなものがない普通の工事は、価格競争にする方向が多いということですね、今のお話は。

(経理課長)

基本的にはそうなります。

(中川委員長)

大体、そのような感じで、総合評価のイメージはよろしいでしょうか。結構総合評価は難しいところがあるのかなと思って、もっと皆さんが聞くネタがありそうな気がするのですが。はい、津野委員。

(津野委員)

先回の契約課さんの総合評価ですと、地域貢献度や労働関係の評価なども入っていたのですが、このたびの簡易型というのはそうした面は入らないということでしょうか。総合評価にもタイプがあると言われていたので。

(経理課長)

そうです。先ほど三つのパターンがあるとお説明しましたが、簡易i型というものがあるのですけれども、こちらですと地域貢献度が重視されて、それが加点要素になったりします。それぞれタイプ別に技術評価点の割合が微妙に組み合わせられてありまして、それぞれのタイプが特色を生かせるような設定の仕方を私どもではしております。

(中川委員長)

よろしいでしょうか、津野委員。

(津野委員)

そうですね。先回の契約課さんだと、女性が、専任技術者として、管理部門に参加なさっている企業さんが1者入札なさったということで言われてましたが、そうした評価というのは今後入れてくるというのはございますでしょうか。

(経理課長)

今ご指摘いただきましたように、市でも女性技術者を対象にした限定の入札を設定されたりという動きはよくお聞きしております、私どもでももっと女性の活躍できるようなシステムをつくれなにかと思って日々考えているところなのですが、いかんせん水道局の場合は管の工事が圧倒的に多ございまして。

(中川委員長)

当然ですよ。

(経理課長)

現状を管工事組合さんなどにお聞きしますと、まだ現場の女性技術者さんが非常に少ない。多少はいらっしゃるのですが非常に数が少ないということで、女性を対象にしたプラス項目を設定するような入札が、今の段階ではまだ対象となる会社が少ないので、競争性が十分発揮できないといえますか、そういった現状でございますのでもう少し女性の技術者さんが増えてこない、なかなか仕組みとして導入するのは難しいと思っております。ですので、そういったことも含めまして、今後も女性の方がどんどん管工事のほうにも入っていけるような仕組みをいろいろ考えてまいりたいと思っております。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。

(津野委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。はい、鈴木委員。

(鈴木委員)

今ほどの総合評価方式の簡易の方法で3通り、i・ii・iiiとあるということですがけれど

も、これはどのようにそれぞれの適用対象を決めるのかと思ひまして、今回2番が簡易のiii型で三番目が簡易のii型ということなのですが、それを適用したという辺りはどのようなことからなのかということをお聞かせください。

(経理課長)

まず、簡易i型と簡易ii型は配水管布設工事を対象にした総合評価方式でございまして、簡易i型につきましては先ほど申し上げましたとおり、地域貢献度などといったものを重視するものでございますが、おおむね3,000万円から5,000万円程度的设计金額のものを簡易i型に振り分けておりまして、簡易ii型につきましてはどちらかといいますと土木的要素が強い工事で、金額にしますと5,000万円以上を簡易ii型に配分しております。また、簡易iii型につきましては今回の抽出事案もそうでございますが、浄水場の非常に大規模な工事でございます。これは管工事というよりも大規模な土木工事ということで、そういったもののうち特に技術面で評価をするような案件につきましては、簡易iii型で実施させていただいているということでございます。簡易i、簡易ii型は配水管布設工事が対象、簡易iii型は浄水場などの大規模な土木工事のうちの一部ということでご理解いただければと。

(鈴木委員)

分かりました。

(中川委員長)

鈴木委員、よろしいでしょうか。

(鈴木委員)

はい、結構です。

(中川委員長)

今のことで確認させていただきたいのですけれども、水道局の中でi型・ii型・iii型、あるいは総合評価にする・しない、先ほどの3,000万円以上、65パーセントぐらいを総合評価にする、あるいは総合評価の中でi型・ii型・iii型のどれにするかというようなことも含めて、何人ぐらいの方々にそれを相談して決めていますか、今現在。たぶん固定のメンバーでやっているはずですが。

(技術管理室長)

はい、技術管理室の遠藤でございます。所管は技術管理室でやっております、まず発注課からこれはどうしても総合評価にしてほしいと、まず希望を聞きます。それを技術管理室で、その工事の内容を調べさせてもらって、これは技術的な余地があるので総合評価でいきたいと思います。そうすると今言いましたように、設計金額がもう分かっていますので、

3,000万円を超えて5,000万円クラスはi型、5,000万円を超えればii型と。これが配水管布設工事の流れ。

それからiii型というのは少し特殊でして、技術評価点の中の簡易な施工計画書というものがあるのですけれども、水道局がお題を出して、それに対してこうやりたいということを書き文書で書いてきてもらうのですが、その評価点がi型・ii型より大きいのです。それは提案型という提案の余地が大きくて、ですから配水管布設工事とは違う浄水場の中の工事などいろんな工事が重なって、バラエティに富んだ内容の工事、そうした工事に適用させてもらっています。

(中川委員長)

分かりました。プロポーザル型というか提案型というところがiii型に関わる場所が出てくるかと思うのですが、それを決めている部署はそちらの部署ということですね。

(技術管理室長)

技術管理室で最終的に決定させてもらっています。

(中川委員長)

分かりました。要するになぜこれを聞いたかったかということ、総合評価にする、価格競争にする、あるいはそのほかのことを考えるにしても、あまりにも水道局の中で恣意的に、勝手に決められるということではないという独立した部分、きちんとしている部分を私のほうでは認識したいということです。私たちがこのようにいろいろなことを話し合うのは、やはり公的な企業体、公的な事業として適正に行われているということ、われわれも確認したいのだということがもとですので、そのためにはやはりきちんとした違う部署の所で総合評価にしましょう、こうしましょうということを決めていて、ほかからの影響を受けずにきちんとしているということが今担保されたら、私のほうでは理解していますのでありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。はい、大野委員。

(大野委員)

委員長が選んでいただいた制限付一般競争入札の中で、応札者が1者だけというところが最初にあるのですけれども、これはもう結果なので、そうなってしまったからしょうがないと言えませんが、日立の代理店という特殊性は確かにあると思うのですけれども、1者だけでは入札と言えるかどうかということで、非常に疑問を呈さざるを得ないので、今後こういったものがまた出てくる場合、多くの参加者が得られるような、このような前向きな考え方とか発想みたいなものは、例えば営業拠点の所の枠を緩めるなど、そうした取り組みといいますか今後の方針などがありましたらお教えいただきたいと思います。

(経理課長)

1者のみの一般競争入札ということでございます。これは仮に指名競争入札でございましたら、1者のみでの参加で入札は成立しませんのでそちらのほうは不成立ということになります。一般競争入札ということで、自由に参加いただける方式だからこそ1者でも成立したというもので、こちらの案件がそうでございますが、今後につきましては確かにおっしゃるとおり、営業拠点を緩和するなどといった措置がもしかしたら必要になってくる可能性はあります。ただ、メーカーさんの既設のものとの接続という難しい問題がどうしてもありますので、既設のものが日立製のものであって、そこにつなげなければいけないと。その部分がなかなか各メーカーさんの難しいところなのではと考えておまして、拠点の拡大だけでその問題がクリアできるかどうかというのは非常に難しいところでございますが、今後いろいろ検討してまいりたいと思います。

(中川委員長)

今、大野委員の言われたものとしては、参加基準の緩和というようなことだと思うのですが、その部分についてやはり日立製の、今回のケースについては日立製という一つのメーカーさんとの関わりというところからきましたけれども、ただ、5者から参考見積を取ってらっしゃったのですよね。そうすると、残りの4者も応札する気が強ければできたのではないかという気もします。なぜかという、日立の代理店でなくても日立との契約や仕事上の付き合いがないところはないと思いますので、そう考えると応札意欲が残りの4者になかったということに、もう少し何か違う理由があるのではということも感じるのですが、その辺りについては何かありますか。

(経理課長)

この入札につきましては、見積をもとに設計書を作っているわけですが、設計に採用した金額、機器費ですけれども見積を取っていますが、その金額をオープンにして、お見せして入札を行っておりますので、おそらく機器の価格が読めないなどという問題はおそらくないと思います。となるとほかの要因が考えられますが、あるいはもしかすると工期、それから金額が低過ぎる、あるいは技術者の配置がままならない、あるいは工事場所が本社から遠いなどといった理由しか思い当たらないところなのですが、なかなか参加いただけなかったということで、あれこれ推測はしてみたのですが、思い当たりますのは工期、金額、工事場所、技術者ではと。

(大野委員)

この工事名を見ると、「配水ポンプ電気設備更新工事」というありふれたと言ったら失礼なのですが、それほど難しいのかなと思ってしまったりするのですが。

(経理課長)

工事名のとおり、基本的にリプレース、更新するだけでございますので、いろんなメーカーさんから参加いただけるものとおって思ったのですが、ふたを開けてみたら1者だけだったということでございます。

(中川委員長)

今後のためにという発想になるかと思うのですけれども、できるだけ応札してもらえようなところを考えるために、いろいろなやり方考えるためにも、参考見積は出したけれども応札してもらえなかったところに、ざっくばらんになぜ応札してもらえなかったかを聞くことも私は悪いことではないだろうと。それによって水道局もできるだけ事業者の方たちがやりやすいように、なおかつ市民の税金からくるものを使うという、オープンなカタチで、そして公平なカタチで使うという意味でも、「ぶっちゃけた話、ちょっと教えて」ということもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。そうしたことは考えられないですか。

(経理課長)

私ども経理課としましては、入札を所管しております部署でございますので、業者さんに直接聞くということはなかなか職務上難しゅうございますが、実際の工事の担当課などを通じてそういった聴取をするということも、今後の参考になるかと思っておりますので少し考えてまいりたいと思います。

(大野委員)

そうですね。

(中川委員長)

ぜひ、そこの辺りも検討していただければと思います。

では、ほかに何かございますでしょうか。特によろしいですか。では、私からも一つ。3番目の総合評価で、落札率がやはり低かったことが、もう少し、納得しづらいところがあると思うのですけれども、落札率について水道局さんでは、もちろん高い低いはずはあると思うのですが、高かったとき低かったとき、それぞれこうした理由なのだろうというよく考えられる理由を少し教えていただけますか。このケースについてだけということではないです。考え方として、すぐく落札率が高かった低かったというときに、よくある理由として考えられるものは何があるかということをお話いただければと思うのですが。

(経理課長)

業者さんのほうの積算で札が入ってくるわけですが、私は、入札をするにあたりましては工事の実行予算というものを、各業者さんでしっかりとお作りになった上で札を入れて

くださるものと認識しております。その際にさまざまな企業努力をされて、なるべく落札できるようなかたちで、どの会社さんも一生懸命に積算されているものと思われませんが、基本的には受注意欲などといったものはどの会社さんもそれなりに、同じようにお持ちだと思いますので、創意工夫によってどれだけコストカットをしてくださるか、それにつけるのではないかと考えております。

(中川委員長)

分かりました。そうですね。正論だと思います、今の話は。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。では、ないようでしたら、続きまして指名競争入札について説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは指名競争入札の抽出案件4件につきまして、一括して説明させていただきます。資料の75ページをお開きください。本日5番目の抽出案件でございます。浄水課所管の「次亜貯蔵設備修理工事」でございます。次亜といいますのは浄水処理で使用する薬品、滅菌消毒用の次亜塩素酸ナトリウムを省略したものでございます。工事番号は「浄戸営28第13号」、施工場所は「南区戸頭浄水場構内」、工種は「機械器具設置工事」でございます。工事の目的は次亜貯蔵槽から次亜注入機までの配管内に空気だまりが発生し、注入不良となる不具合が多発しておりますことから、次亜貯蔵設備を修理するものでございます。入札の状況でございますが、80ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。業者の指名選定につきましては、水道局建設工事の発注基準および指名業者選定要綱に基づきまして、特殊な技術を有する業者10者を指名。平成28年12月21日に入札を実施し、27日に契約を締結したものでございます。この案件は下半期の中で辞退・棄権者数が多く、落札率も2番目に高い99.04パーセントということで抽出をしていただいております。入札結果を見ますと、指名しました10者のうち「現場代理人の確保ができない」などの理由で、辞退・棄権者が4者ございました。この工事の発注にあたりましては、3者から参考見積を徴取してございまして、そのうちの最低額の見積をベースに予定価格を設定しております。1回目の入札では、全6者が予定価格を超過する状況でございました。2回目の入札では、1回目に最低価格を入札し、参考見積が採用された業者1者のみが応札し落札しております。このことから結果として、このイーイーケイさんが落札者でございまして、採用された見積の業者さんでございます。こちらのほうで採用された自社の見積をベースに入札金額を決定し落札したことで、結果的に落札率が高くなったものと推察しております。

次に6件目の案件でございますが、資料の83ページをお開き願います。浄水課所管の「濃縮槽排水設備修理工事」でございます。工事番号は「浄満営28第10号」、施工場所は「秋葉区満願寺浄水場構内」、工種は「機械器具設置工事」でございます。この工事の目的は濃縮槽の排水設備が老朽化していることから、排水機能を維持するため修理を行うものでご

ざいます。入札状況につきましては 88 ページをお開きください。「入札・契約結果詳細」でございます。業者の指名選定につきましては、「発注基準・選定要綱」に基づきまして、特殊な技術を有する業者 10 者を指名。平成 29 年 1 月 12 日に入札を実施し、同日に契約を締結したものでございます。この案件は下半期の中で、辞退・棄権者、無効・失格者が多く、かつ落札率が 100 パーセントになっているという理由で抽出をしていただきました。この入札では 10 者指名しておりますが、「ほかに工事を受注したため技術者の確保ができなくなった」などの理由で辞退者が半数の 5 者でございました。この工事の発注にあたりましては複数者から参考見積をいただきまして、そのうちの最低額をベースに予定価格を水道局のほうで設定しておりますが、参考見積を採用した業者さんが辞退をしてしまったこともありまして、1 回目の入札では 5 者のうち 4 者が予定価格を超過し、1 者については最低制限価格を下回ってしまいまして無効となりました。そのため再入札を行うことになりました。再入札では 1 回目に予定価格を超過した 4 者のうち、最も低い額を入札した業者 1 者のみが応札しております。応札業者は再計算の上、端数処理を加えた上で再入札額を決定したものであると思われませんが、予定金額がたまたま 100 万円単位の区切りのいい金額であったこともありまして、再入札額と予定価格が一致する結果となり、落札率 100 パーセントということにつながったものと、私どもでは推察しております。以上が 6 番目の案件でございました。

次に 7 番目の案件でございますが、資料の 91 ページをお開き願います。秋葉事業所工務課所管の「仮設配水管布設工事」でございます。工事番号は「秋他支 28 第 12 号」、施工場所は「南区上塩俵地内」、工種は「土木一式工事」です。工事の目的は道路管理者である西部地域土木事務所建設課からの占用物件の移転通知により、既設配水管の撤去と仮設配水管の布設を行う工事でございます。入札の状況は 96 ページでございます。「入札・契約結果詳細」です。業者の指名選定につきましては基準に基づきまして、この工事の等級に対応する格付業者のうち地理的要件を加味しまして、施工区域の業者さんを優先的に 10 者指名しております。平成 29 年 1 月 17 日に入札を実施し、翌 18 日に契約を締結したものでございます。この案件は契約金額が指名競争入札の中で最も高い金額であるという理由で抽出をしていただいております。この工事の概要は道路改良工事におきまして既設の配水管が支障となりますことから、一時的に迂回道路に仮設配水管を布設し、既設の配水管と接続するといった一般的な内容の工事でございます。特殊な技術を要する特別な工事というものではございません。ただ、指名競争入札の案件としましては口径も 150 ミリから 200 ミリということで大きい口径であり、また工事延長も長いものでございます。指名競争入札は予定価格が 1,000 万円未満のものが対象でございまして、1,000 万円以上になりますと一般競争入札の対象となります。この案件は予定価格が 994 万 6,800 円ということで、予定価格で比べましても指名競争入札の案件の中では 2 番目に高い金額となっております。それが入札の結果、落札率がこの案件は 94.46 パーセントということで、比較的指名競争入札にしては高めの落札率であったことによりまして、契約金額ではこの案件が非常に高い金額になったということでございます。特に工事内容としては特殊な工事ではなかった

というものでございました。以上が7番目の抽出案件でございます。

次に指名競争入札の最後の抽出案件8番目でございますが、99ページをお開き願います。北営業所所管の「配水管布設工事」でございます。工事番号は「北老支 29 第5号」、施工場所が「北区濁川地内」、工種は「土木一式工事」です。この工事は老朽化した管路の更新のため、配水管布設工事を行うものでございます。入札状況は104ページでございます。「入札・契約結果詳細」でございます。指名選定につきましては基準に基づきましてこの工事の等級に対応する格付のうち、地理的条件を加味しまして施工区域の業者を優先的に10者指名いたしております。平成29年9月5日に入札を実施し、翌6日に契約を締結しております。この案件は上半期中で辞退・棄権者、無効・失格者が多く、落札率が最も高い99.76パーセントという理由で抽出をしていただきました。この工事は口径50ミリの既設配水管を撤去し同じ口径の配水管を布設する工事で、一般的な難易度の開削工事でございます。入札の結果を見ますと、指名業者10者のうち1者が棄権、8者が最低制限価格を下回り無効となっております。各業者さんから工事費の内訳書というものが入札のときに提出されておりますので、そのうち直接工事費の部分を確認いたしますと、札を入れていただきました9者中8者は、水道局の設計額とおおむねプラスマイナス2パーセントほどの金額の中に収まっておりまして、業者さんのほうでは非常に高い精度で積算していることが分かりました。また、諸経費を含めました入札金額につきましては、8者が最低制限価格をほんのわずかに下回っておりまして、各社の激しい競争の結果、8者の方が無効になったものと推察しております。一方、落札した1者の業者さんにつきましては、直接工事費を水道局の設計とほぼ等しい高い精度で積算しておりますが、諸経費につきましては公開されております設計図書のとおり、そのままの諸経費を見込んでおりましたことから、結果的に高い金額で、高い落札率で決定したものと推測しております。以上、指名競争入札の4件につきまして一括して説明をさせていただきました。

(中川委員長)

ありがとうございます。では、この説明をされた指名競争入札4件について、ご意見・ご質問はございますでしょうか。はい、切替委員。

(切替委員)

全体を通してなのですが、最初に参考見積を3件から取ったり5件から取ったりという、いろいろそのときによって違うようにお聞きしたのですけれども、参考見積を業者さんをお願いする、これは何件ぐらい必要だとか何かそうした基準であったり、お願いする業者さんがみんな入札する業者さんではないようですので、その辺りがどのように決められているのかと思っております。

(経理課長)

参考見積につきましては工事のみならず、物品の購入なども含めまして最低でも3者見

積を取ってくださいとお願いをしております。どちらから取るかというのは、工事でありましたらやはり専門性の高い業者さんなどを選んで見積を取るものと思いますが、内容によりまして、高額なものであればなるべくたくさん見積書を頂戴したほうが、最適な金額が算出できると思いますか、広く取ったほうがよろしいということになりますので、その辺りは内容によりまして各課で数を決めるという方法になります。あとは、最低でも3つというのは2つですとなかなか比較というのが、高いのか低いのかというのが分かりづらい面もございます。3者あれば高い所、低い所、真ん中の所ということで、2者から取るよりは少し精度が上がるのではと私どもでは考えております。

(切替委員)

ありがとうございます。では、内容によって少なかったり多かったり、必要に応じてということですね。

(経理課長)

はい。

(切替委員)

1例目のところが、見積を出されているのが3倍ぐらい差があるのは、参考見積はある程度水道局さんのほうで選ばれて、参考見積は出されたのだけれども、業者さんによっては見方が随分違ったということなののでしょうか。

(経理課長)

そうですね。結果を見ますと、どの会社の見積が採用されているかというのは、業者さんのほうではおそらく分からないと思いますので、見積を出したところは自分のところを基準に札を入れられると思いますし、見積を出されていない業者さんについては、やはり自社で積算をして出されていると思いますので金額がかなり違っていると。特にこれは浄水場の工事ですので、機器費など機器の値段などの占めるウエイトが高くなっています。そうなりますと、業者さんのほうでどこのメーカーさんから見積を取るかによってだいぶ違ってくるかと思います。これが水道管、配水管ですと、私どもも情報公開でほとんど出しておりますので、かなり正確に積算できると思いますが、浄水場の案件などにつきましては、なかなか機器費の見積等が読みづらいということがあるかと思います。

(切替委員)

ありがとうございました。

(中川委員長)

よろしいでしょうか。

(切替委員)

はい、ありがとうございました。

(中川委員長)

この差があるというのは機器費という部分で読みづらいところだというのは、今の話で分かったと思います。参考見積ということについては、やはりできるだけ多いほうがいいということは私もそう思います。そう思います。そう思います。特殊な工事、あるいは特殊な機器を入れてのものになるとやはり限定されて、それほど多くは参考見積が取れないことも、場合によっては本当に1者しか取れないこともあるのだらうということも予想がつくのですが、そうしたこともやはりございますか。

(経理課長)

おっしゃるとおり、1者、2者だけしか対応できないというものもございます。そういった場合はやむを得ませんので、最低3者という基本はありますが、取れないものは仕方がございませんので、そういった案件ももちろんございます。

(中川委員長)

分かりました。ありがとうございます。

ほかに、はい、鈴木委員。

(鈴木委員)

今のところなのですが、確かこの5番ですか、一番安い参考見積の金額を採用されたということですよ。

(経理課長)

はい。

(鈴木委員)

特に金額の差が出たのは、機器のメーカーによる差が大きいのではないかとということと、先ほど出てきた機器のメーカーの代理店でないとなかなか扱わない、ほかの代理店さんだとちょっと手を出しにくいなどというところで影響が出てきはしないかと。単に値段が安ければそれでいいというわけでも、もしかしたらないのではという心配が、少し思ったのですがその辺りはどうですか。

(浄水課長)

浄水課長の鈴木といいます。この「次亜貯蔵槽設備修理工事」に関してですが、この工事については機器費は計上されておられません。配管工事と労務費で設計しておるのですが、

労務の関係で少し差が出たのではないかと。次亜塩素酸ソーダというのはちょっと危険な薬物、薬品でして、取り扱いが難しい薬品ですので、少し経験がない業者さんでは難しい工事となってくるのではないかと思います。それで、この戸頭浄水場の次亜設備は過去も修理をした経験のある業者さんが、ちょうどいい見積を出して入札されたのではないかと思います。

(鈴木委員)

分かりました。はい。

(中川委員長)

よろしいですか。鈴木委員。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。では、指名競争入札につきましてはこれで話し合いを終わらせていただきます。

続きまして、随意契約の2件についての説明をお願いいたします。

(経理課長)

それでは随意契約の抽出事案2件につきまして、一括して説明させていただきます。資料の107ページをお開きください。9番目の事案でございます。総務課所管の「分庁舎空調設備更新工事」でございます。工事番号は「総施29第1号」、工事場所は「水道局分庁舎」、工種は「管工事」でございます。工事の目的は分庁舎空調設備が設置から20年以上経過しているため、室外機基板部分の製造・流通・在庫・中古品の取り扱いがないことから更新するものでございます。業者の選定理由につきましては次の108ページになります。

「随意契約依頼書」をご覧ください。この案件は夏を控えた時期に発生した空調設備の故障に対応するもので、就業環境を良好に保つためにも早急な復旧を要しますことから、当該設備を設置し、また、保守点検業務を受託し施設の構造や形式などについて熟知しており、最短期間での施工・復旧が可能な新潟企業株式会社と、平成29年6月5日に契約を締結したものでございます。この案件は落札率が100パーセントであったという理由で抽出をしていただきました。この工事は5月30日に分庁舎空調機器の故障が発覚し、保守業者とともに修理を検討しましたが交換部品の在庫・流通がなく、修理ができない状況でありましたため、空調設備自体を急遽更新することにしたものでございます。緊急を要する案件でございましたので、当該業者からの参考見積額をもとに予定価格を設定しました。見積合わせの際には工事費について価格交渉を行いました。業者の参考見積額の精度が高いものでありましたため、値引きの余地がなく結果として予定価格と同額、落札率100パーセントでの契約となったものでございます。

以上が9番目の案件でございまして、最後に10番目、本日最後の抽出案件でございます。資料115ページをご覧ください。浄水課所管の「配水ポンプ4号点検修理工事」でございます。工事番号は「浄青営29第1号」、工事場所は「西区青山浄水場構内」、工事種別は「機

械器具設置工事」でございます。この工事の目的は配水ポンプ場に設置してある配水ポンプ4号の機能維持を図るため、定期自主点検基準に基づき点検修理を行うものでございます。業者の選定理由につきましては次のページ、116 ページでございます。「随意契約依頼書」をご覧ください。ポンプ性能を左右する主軸や主要構成部品は、ポンプ製造業者の下で管理されており、その仕様は社外秘とされ製造業者でなければ製作ができません。また、点検整備にあたりましては製造業者独自のノウハウが必要とされ、その仕様と機能を十分に熟知した製造業者の技術員でなければ困難でありますことから、この配水ポンプ設備の製造業者である株式会社荏原製作所北陸支社と、平成29年9月7日に契約を締結したものでございます。この案件は随意契約のうち最も契約金額が高いという理由で抽出をしていただきました。この工事につきましては設計における工事価格3,269万円、税抜き金額でございますが、そのうち機器費の占める割合が62パーセント、金額にして2,036万円ということで機器費が非常に高額となっております。機器費だけをほかの随意契約の契約金額と比べましても非常に高額となっております。また、ポンプやモーターは工場に搬送してオーバーホールするなど、大掛かりな修理作業を行う必要があることから、工事費総額では最も高額な案件となりました。この配水ポンプは昭和61年度から63年度の3カ年にわたる、青山浄水場の施設改良事業の一つとして新設をしたもので、受変電設備の改良などと合わせ、計画事業費約5億4,500万円をかけて整備をしたものです。それ以降自主点検基準に基づく点検整備を行い、安定運用に努めておりまして、10年ごとにこうしたオーバーホール工事を行っております。以上、随意契約案件2件の説明を終わらせていただきます。

(中川委員長)

ありがとうございました。では、この随意契約、1者随意契約の2件につきましてご意見・ご質問はございますでしょうか。はい、大野委員。

(大野委員)

⑨の107ページ、新潟企業さんなのですが、緊急性ということで見積も新潟企業さんが参考見積をして、それで新潟企業さんが落札したということによろしいのでしょうか。

(経理課長)

おっしゃるとおりでございます。

(大野委員)

そうすると、何かあまりにも、短絡と言ったら怒られてしまうのですが、非常に何かイメージなあれだったのではないのかという気がするのですけれども。特に空調の故障ですから確かに緊急性はあるのですが、それほど新潟企業さんでなければできないというほどのものではないような感じで、いまいちその必要性というのが。もう少し説明していただきたいと思います。

(経理課長)

この工事は急な故障に対応する工事でございます、もうすぐ暑くなるという時期に空調設備がまったく止まってしまったという緊急の事態でございます。労働環境の面からも、非常に暑い時期に冷房なしで業務を行うということが非常に環境上問題だということで、緊急対応としてやらせていただきました。故障したのが冷暖房の時期ではない、そうした時期であればさまざまな業者さんから見積を取りまして、通常の指名競争入札などで発注ができたものと考えておりますが、なにぶん緊急対応ということでご理解をいただきたいということでございます。

(中川委員長)

大野委員、よろしいでしょうか。

(大野委員)

これでも緊急になるのですか。緊急というのは火災、地震など、そうしたことかなと思って。これは、緊急なのでしょうかね。

(中川委員長)

私は立場が違うのですけれども、労働安全衛生法辺りの絡みがあると思うのですが、私自体も衛生管理者という資格を以前に取ったりして、その立場で考えると働く人たちが、5月の末にこれは故障したのですよね。

(経理課長)

はい。

(中川委員長)

そうすると、6月の湿気のあるときからもう使えないということだと、働く人の環境というところでは結構緊急かなという感じが私はしましたが。ただ、これは大野委員の言うとおりに人によって受け取り方が少し違うのでは。こうしたことを緊急と言うのかと感じられる方もいると思うので、その辺りの説明については労働環境などの細かいところまで、やはりていねいに説明されたほうがよろしいのではと思います。

(大野委員)

具体的に、前兆もなく急に壊れたということなのでしょう。徐々におかしくなっていたのではなく。

(経理課長)

以前から故障がちでございます、その都度、修理、修理でだましました使っていた

というか、そういった状況でございまして、いずれこれは全面更新が必要なのではということ言われておったのですが、1年でも長く既存の設備で何とか乗り越えられないかということ使ってきたものでございます。

(中川委員長)

大野委員、よろしいですか。何となく今の話なども含めて、要するに随意契約とはどのような場合にするのかということが、たぶんわれわれの中で少し疑問のある方がいらっしゃると思いますし、私も疑問に思うときもありますので、この該当情報は2号から9号までであるかと思いますが、これについて簡単に説明はできるでしょうか。例えば、この9番、10番にはそれぞれ該当情報があると思うのですけれども、9番については当然緊急性、今のような場合だということで5号が該当したわけですね。残りの2、3、4、6、7、8、9について、大体こうした場合のことであるというようなことは簡単にお話できますか。

(経理課長)

では、随意契約の8つのパターンでございまして、それぞれについて申し上げますと、まず2号というのは抽出事案の10番のような事案でございまして、当該メーカーの品物でそのメーカーさん以外に扱うことができないような場合。そうした場合は競争入札というよりも、相手方があらかじめ特定されてしまうといったもの場合は2号の該当ということになります。

次に3号でございまして、これは福祉的観点から障がい者厚生施設やシルバー人材センター、母子福祉団体などといった団体との契約でございまして、主に委託契約、あるいは物品の供給契約などといった場合、特別な福祉的な観点から締結する契約が3号でございまして。

4号はニュービジネス、新たな事業分野を切り開くような方を対象に、これしかないというような限定の契約でございまして。ちなみに、水道局ではなかなか4号該当というものはめったにないものなのですが、そういった新しい事業分野の開拓をされる方を1者指定して行うというものでございまして。

5号につきましては、配水管の漏水修理工事や浄水場の機器が急に壊れたといった緊急の対応を行うものでございまして。

6号につきましては、競争入札に付することが不利と認められるような場合。逆に入札をすると水道局側が損をするような場合というのはなかなか想定されませんが、この6号についても水道局では該当する事案というものはございません。

7号は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが見込みのあるとき。これもなかなかケースとしてはないと思います。一般的な価格よりも明らかに有利な価格で契約を締結できる場合は、1者相手に契約できるということでございまして。

8号は競争入札に対し入札者がいないとき、または再度の入札に対し落札者がいないとき。

競争入札にかけても札入れをする方がないようなとき、または、落札できずに再度入札をかけてもなお落札者がいないときは、特例として1者を相手に随意契約が締結できるという場合がございます。

9号につきましては、落札者が契約を締結しない。こちらについても水道局の場合は該当する事案というのはございませんが、落札者がいるのにその方が契約を締結してくれないような場合、例えば次点の札入れ者を対象に随意契約を締結するといったような場合がございます。以上が随意契約の8つの振り分けについて、説明になっているかどうか少し自信がないのですが。以上でございます。

(中川委員長)

ありがとうございました。よく分かりました。

ほかに何かございますでしょうか。はい、鈴木委員。

(鈴木委員)

今の件で必要性はよく分かったのですが、契約する相手方をここにするという辺りについては、公平性みたいなものは何かないのかと。どうなのでしょう。たぶん、この手の工事を扱うことはたくさんあるかと思うのですが。

(経理課長)

この空調設備更新工事の場合でございますね。

(鈴木委員)

はい。

(経理課長)

この場合ですと、この新潟企業さんのほうで通常のメンテナンスを毎年、通年でお願いしておりますが、メンテナンスをお願いしている関係で非常に構造・設備に熟知していただいているということで、早い対応が期待できるということでございます。1者選定事由としてはそれぐらいしかございません。

(鈴木委員)

分かりました。

(中川委員長)

よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

(鈴木委員)

では、すみません。次のポンプの点検修理のほうなのですけれども、こちらは荏原製作所が、青山浄水場全体の設備関係がこの会社のものになっているというイメージで捉えたらいいのでしょうか。これはたまたま4号の点検ということですが、

(経理課長)

配水ポンプ4号については荏原製作所の製品であるということでございまして、浄水場全部が荏原さんということではないです。

(鈴木委員)

ということではないのですね。なるほどね。では、ものによってそれぞれメーカーさんをお願いするようなかたちになるという感じですね。

(経理課長)

そうですね。浄水場の設備はさまざまなものがございまして、いろんなメーカーさんの品物が入っています。

(鈴木委員)

最初に入れる段階では公平にということに注意していると捉えていいのですか。

(経理課長)

全面的に更新するようなときは当然ながら競争入札で決めますので、そういった場合は新しいメーカーさんに替わることももちろんございまして、そういった意味では公平性・透明性は十分確保できていると思います。

(鈴木委員)

分かりました。

(中川委員長)

よろしいですか。

(鈴木委員)

はい。

(中川委員長)

ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、随意契約についてはこの辺りにしまして、最後に全体を通して何か

ご質問やご意見といったようなものはございますでしょうか。特にないようでしたら、私のほうから本間部長さんにお聞きしたいのですが、先ほどあいさつの中で業者さんとも、とにかく勉強をしていかなければだめなので、研修会をやっているというようなお話があったのですが、これはかなりいいことをやっているような気がするのですが、教えていただけますか、どのようなことか。

(総務部長)

これは、年1回に水道局での竣工検査や設計など、こうしたかたちでやりますということで1回開いております。ほかに工事成績をこちらでもやりますので、低い業者を対象にして研修会もやっているのですが、ただ全員は、出てくれないところもあるのでそこは少し苦慮しているところなのですが、そうした低い工事成績だった業者が研修を終わって次に工事されたときには、平均的には工事成績が上がったというような実績もありますので、ある程度の成果は見込めているのではないかと感じております。

(中川委員長)

分かりました。先ほど実はあいさつを聞きながら、水道局だけが頑張るのではなく、そこに関わる技術屋さんの方たち、あるいは企業の人たちも一生懸命努力する、もうけることも必要だけれども、より良い水道事業にしていくためにはやはり協力して、すごく研修はいいことだと思ったものですから。これはどうしても最後に聞きたかったところでございます。

(総務部長)

うちのほうとしても変な工事をされては困るということもあるので、技術力を高めてもらうと一番いい工事ができるということになりますので。

【閉会】

(中川委員長)

分かりました。

ほかに何か、全体を通してございますでしょうか。特にないようでしたら、本日の内容につきましては、委員会の内容としてはこれで終了したいと思います。皆さん、どうもご苦労さまでした。

(進行役・経理課長補佐)

大変ありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに、今後の契約事務の在り方を検討してまいりたいと思っております。ありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度新潟市水道局入札等評価委員会後期定例会議を終了いたします。中川委員長をはじめ各委員の皆さま、本日は大変ありがとうございました。